

氏 名	酒迎 明洋
職 名	法科大学院客員教授

[略 歴]

年 月	事 項
平成 11 年 3 月	早稲田大学法学部 卒業
平成 11 年 4 月	会社勤務（～平成 14 年 10 月）
平成 19 年 3 月	北海道大学法科大学院 修了
平成 19 年 11 月	司法修習生（～平成 20 年 12 月）
平成 20 年 12 月	弁護士登録
平成 21 年 1 月	三宅・山崎法律事務所（～令和元年 12 月）
平成 24 年 5 月	University of New Hampshire Franklin Pierce School of Law LL.M. in IP 修了
平成 24 年 9 月	Finnegan, Henderson, Farabow, Garrett & Dunner, LLP にて研修（～平成 25 年 6 月）
平成 25 年 1 月	ニューヨーク州弁護士登録
平成 29 年 4 月	弁理士登録
令和 2 年 1 月	窪田法律事務所（～令和 3 年 3 月）
令和 3 年 4 月	晴海パートナーズ法律事務所

[社会における活動等]

年 月	事 項
令和 3 年 2 月	日本ライセンス協会 理事（～令和 7 年 2 月）
令和 4 年 4 月	日本弁理士会 特定侵害訴訟代理業務にかかる能力担保研修講師（～令和 6 年 4 月）
令和 5 年 4 月	日本弁理士会関東会 幹事（～令和 7 年 3 月）

[主な研究業績等]

著書、学術論文等の名称	発行または 発表の年月	備 考
「特許発明の実施品であるインクタンクの使用済み品を用いて製造された再生品について特許権に基づく権利行使をすることの許否ーインクカートリッジ事件ー」（知財高判平成 18 年 1 月 31 日判例評釈）知的財産法政策学研究 18 号 105ー179 頁（2007）	平成 19 年 12 月	
「複数の主体の関与を前提とした発明の実施者に対する差止請求ー眼鏡レンズの供給システム事件ー」（東京地判平成 19 年 12 月 14 日判例評釈）知的財産法政策学研究 29 号 247ー278 頁（2010）	平成 22 年 6 月	
「人の精神活動を含む創作の発明該当性ー音素索引多要素行列構造の英語と他言語の対訳辞書事件ー」（知財高判平成 20 年 8 月 26 日判例評釈）知的財産法政策学研究 34 号 373ー406 頁（2011）	平成 23 年 6 月	
「通常実施権者の無効審判請求」（東京高判昭和 60 年 7 月 30 日判例評釈）『特許判例百選』82ー83 頁（有斐閣・第 4 版・2012）	平成 24 年 4 月	
「消費者に商品の販売に関する情報を提供する行為の役務該当性ーARIKA 事件ー」（最判平成 23 年 12 月 20 日判例評釈）知的財産法政策学	平成 25 年 11 月	

研究 43 号 263－286 頁（2013）		
「リサイクルと消尽」（最判平成 19 年 11 月 8 日〔インクタンク事件〕判例評釈）『特許判例百選』46－47 頁（有斐閣・第 5 版・2019）	平成 31 年 8 月	
田村善之＝時井真＝酒迎明洋『プラクティス知的財産法 I 特許法』（信山社・2020）	令和 2 年 4 月	
「指定商品・役務の範囲の確定方法」（知財高判平成 24 年 9 月 12 日〔エコルクス事件〕判例評釈）『商標・意匠・不正競争判例百選』（有斐閣・第 2 版・2020）	令和 2 年 7 月	
「複数主体の分担実施による特許権侵害」田村善之先生還暦記念『知的財産法政策学の旅』328－345 頁（弘文堂・2023）	令和 5 年 8 月	
田村善之＝時井真＝酒迎明洋『プラクティス知的財産法 I 特許法【第 2 版】』（信山社・2024）	令和 6 年 6 月	